

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定に則り、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業を実施する民間事業者を選定したので、同法第 8 条の規定に則り、民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果を公表する。

平成 23 年 5 月 31 日

福岡都市圏南部環境事業組合

管理者 井 本 宗 司

（仮称）新南部工場施設整備・運営事業の民間事業者の選定に関する
客観的な評価の結果について

1 事業内容

（1）事業名称

（仮称）新南部工場施設整備・運営事業

（2）対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
立地場所	春日市大字下白水 104-5（現福岡市クリーンパーク・南部敷地内）
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設。
施設規模等	510 t / 日（170 t / 24h × 3 炉）
処理方式	ストーカ式焼却方式（連続運転式）
供用開始	平成 28 年 4 月 1 日

（3）事業の目的

本事業は、搬入される処理対象物を安定的かつ適正に処理するとともに、焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

（4）事業の概要

本事業における施設の整備は DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

落札者は、単独又は特別共同企業体を設立し、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者は、運営事業者を設立し、25 年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。（詳細は「民間事業者が実施する業務の範囲」を参照）

組合は、本施設の建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：事業契約締結日の翌日（平成 23 年 9 月予定）から平成 28 年 3 月 31 日までの約 4 年 6 ヶ月間（試運転期間を含む）

運営期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 53 年 3 月 31 日までの 25 年間

民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 事前業務

本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

また、組合にて地形測量調査、地質調査は実施済みであるが、民間事業者において追加調査が必要と判断する場合は、民間事業者の負担で調査を行う。

2. 設計・施工業務

建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき、募集要項に規定する要求水準を満足する本施設の設計・施工業務を行う。

施工については、粗造成後の土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験、運営マニュアルの作成業務等を行う。

3. 運営業務

運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、募集要項に規定する要求水準を満足する処理対象物の計量、受け入れ、適正処理及び料金徴収を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として運転業務、維持管理業務（運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務、機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃業務、保安警備業務、環境管理業務等を行う。また、事業期間終了まで支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行う。

運営事業者は、集じん器、ボイラ及びその他排ガス処理系統に付着・堆積した灰並びに焼却灰（以下、これらを併せて「焼却灰等」という。）については、貯留設備に搬入・貯留した上で組合の指定する場所まで運搬し、組合は運搬された当該焼却灰等を処分する。

運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うことができる。

運営事業者は、必要に応じ、本施設の所内に蒸気を供給する。

運営事業者は、本施設の見学希望者等について、組合と連携して適切な対応を行う。処理に伴い発生する資源物について、運営事業者が有効利用する。

なお、運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、運営準備期間中（事業契約締結日の翌日（平成 23 年 9 月予定）から平成 28 年 3 月 31 日まで）に、建設請負事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施につき必要な協力を行う。併せて、従業者に、建設請負事業者が実施する教育訓練を受講させ、円滑に運営業務を開始できるようにする。

4. その他

本施設の解体除去は本事業の範囲には含まれない。

2 民間事業者選定

(1) 入札方式

本事業の民間事業者の選定については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定する、総合評価一般競争入札方式を実施した。

(2) スケジュール

実施方針・要求水準書（案）・リスク管理方針書（案）の公表	平成 22 年 5 月 18 日（火）
実施方針・要求水準書（案）・リスク管理方針書（案）に係る質問の提出期限	平成 22 年 5 月 31 日（月）
実施方針・要求水準書（案）・リスク管理方針書（案）に係る質問の回答	平成 22 年 6 月 21 日（月）
入札公告関連資料（案）の公表	平成 22 年 9 月 29 日（水）
対面的対話の実施	平成 22 年 10 月 4 日（月）・5 日（火）
実施方針（変更版）の公表	平成 22 年 10 月 20 日（水）
特定事業の選定の公表	平成 22 年 12 月 28 日（火）
入札公告、募集要項の公表	平成 22 年 12 月 28 日（火）
募集要項に対する質問の提出期限	平成 23 年 1 月 14 日（金）
募集要項に対する質問の回答	平成 23 年 1 月 27 日（木）
資格審査申請書類の提出期限	平成 23 年 1 月 31 日（月）
参加資格審査結果の通知	平成 23 年 2 月 7 日（月）
対面的対話の実施	平成 23 年 2 月 22 日（火）
技術提案書類・入札書等の提出期限	平成 23 年 3 月 30 日（水）
形式審査の実施	平成 23 年 4 月 1 日（金）～8 日（金）
非価格要素審査の実施（技術提案書類に係るヒアリング）	平成 23 年 5 月 15 日（日）
開札、入札金額の確認	平成 23 年 5 月 16 日（月）
価格審査の実施、総合評価の実施（優秀提案者の選定）	平成 23 年 5 月 16 日（月）
落札者の決定	平成 23 年 5 月 16 日（月）

(3) 審査委員会の設置

組合は、民間事業者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、学識経験者を含む 8 名の委員により構成される、福岡都市圏南部環境事業組合可燃ごみ処理施設整備・運営事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置した。

審査委員会の委員は次のとおりである。

委員長	松 藤 康 司	福岡大学教授
副委員長	栗 原 英 隆	社団法人全国都市清掃会議技術顧問
委員	鬼 塚 活 人	公認会計士・税理士
委員	小 野 純 男	福岡市環境局施設部工場整備課長
委員	包 清 博 之	九州大学大学院教授
委員	最 所 憲 治	弁護士
委員	柴 田 利 行	春日市副市長
委員	鳥 居 正 敏	大野城市副市長

(4) 落札者の決定

組合は、審査委員会による審査の結果を踏まえて、総合評価で選定された優秀提案者を、落札者として決定した。

審査の内容については、別途公表の「(仮称)新南部工場施設整備・運営事業審査講評」を参照のこと。

落札者

代表企業	J F E エンジニアリング株式会社 九州支店
協力企業	株式会社浅沼組 九州支店
協力企業	株式会社九電工
協力企業	J F E 環境サービス株式会社

(5) 落札金額（税込み）

30,555,000,000円

（うち、設計・施工業務に係る対価 16,642,500,000円）

（うち、運営業務に係る対価 13,912,500,000円）

3 財政負担の削減効果

組合は、落札者の入札金額に基づき、組合が直接事業を実施する場合の財政支出と、DBO方式で実施する場合の組合の財政支出の比較を行った。

その結果、現在価値換算値で 46.4%の削減が見込まれるとともに、落札者の優れた提案により、事業期間を通じて良質な公共サービスを提供することが期待できる。

財政負担の削減効果（現在価値換算値）

①組合が直接事業を実施する場合の財政支出	30,113,916 千円
②DBO方式で実施する場合の組合の財政支出	16,141,295 千円
財政支出の削減効果（①-②）	13,972,621 千円 (46.4%)

※ ①は、平成 22 年 12 月 28 日付「(仮称)新南部工場施設整備・運営事業に係る特定事業の選定」における前提条件から算出した。

※ 平成 22 年 12 月 28 日付「(仮称)新南部工場施設整備・運営事業に係る特定事業の選定」では、DBO方式の方が 8.9%程度財政負担額の縮減が見込まれていた。

※ ②は、落札者の入札金額に基づき交付金、起債金利、モニタリング費用等を考慮して算定した金額である。